

令和3年10月1日制定

1 趣旨

この要綱は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、万葉線株式会社が施設及び車両内に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 目的

防犯カメラは、万葉線株式会社の施設及び車両内におけるテロ、犯罪の未然防止や事故防止のために設置するものとする。

3 設置の場所等

(1) 設置場所及び設置台数

別紙配置図により各駅、停留場に8台、各車両4台の防犯カメラを設置する。

※ 配置図には、カメラの設置個所、を表示（別紙1）

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

※ 施設の名称などから設置者名が明らかな場合は、設置者の名称を表示しないことができる。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く

(2) 管理責任者は、軌道課長とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作取扱者を置くものとする。

(4) 操作取扱者は、軌道課運転指令者（主任）及び管理責任者が指定したものである。

5 画像の管理

(1) 画像装置の保管場所は、軌道課内

(2) 立入制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(3) 保存期間

保存期間は、3日～10日間とする。

(4) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工は行わないものとする。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録するものとする。

6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

(3) 捜査機関等から犯罪、事故の捜査等のため閲覧を求められた場合

他のものに画像の閲覧・提供する場合には、その必要性を慎重に検討するとともに、画像の閲覧・提供に当たっては、日時、提供先、提供の目的、理由、画像の内容を記録しておく。

7 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

車内におけるセキュリティー向上について

万葉線では車内における防犯や迷惑行為等のセキュリティー向上の為、車内に防犯カメラの設置する取り組みを進めています。

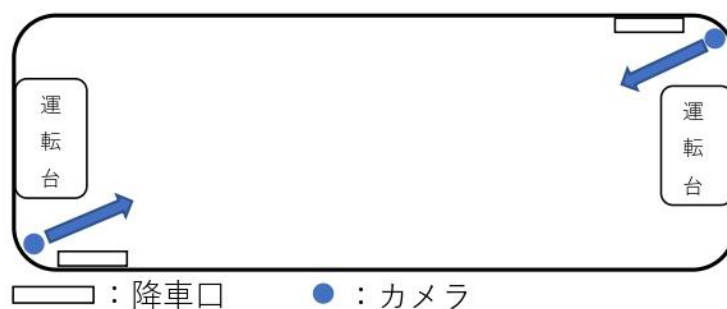
さらなるセキュリティーの向上とお客様に安心・安全して万葉線をご利用いただける環境づくりに取り組んでまいります。

1 設置車両

全車両(7000形5両から設置し随時1000型6両に設置)

2 設置個所

降車付近に1両につき2箇所(総計22台)



3 運用開始日

2021年9月中旬より順次設置予定

- 4 車内防犯カメラの映像(録画)は、関係法令や社内規定に基づき厳正に取り扱います。車内防犯カメラを設置する車両に、カメラが作動中であることを表示するステッカーを掲出しお客様にお知らせします。



高岡駅



米島口



六渡寺



西新湊



中新湊



中新湊待合室



車内

